

議案第55号

大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例
大田原市奨学基金条例（昭和48年条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（設置） 第1条 奨学資金の貸与及び給付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、大田原市奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（繰替運用） 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>（処分） 第6条 基金は、第1条に規定する貸与及び給付の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>（設置） 第1条 奨学資金の貸与_____に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、大田原市奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（繰替運用） 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。</p> <p>（処分） 第6条 基金は、第1条に規定する貸与_____の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。